

(対応する ISIC)

0500 漁業, 魚の人工ふ化業又は養殖業;  
漁業に付帯するサービス業

## 2 鉱業

列コード	行コード	部門名称
0611-01	0611-011 0611-012	金属鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類05「金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 非鉄金属鉱物: 銅鉱, 鉛・亜鉛鉱, 金鉱, 銀鉱, ずず鉱, タングステン鉱, 硫化鉄鉱

(注意点) 平成7年表において, 平成2年表の列部門「0611-01 鉄鉱石」及び「0612-01 非鉄金属鉱物」を統合。行部門「0612-011 銅鉱」, 「0612-012 鉛・亜鉛鉱」及び「0612-019 その他の非鉄金属鉱物」を統合。

(対応する ISIC)

1200 ウラニウム及びトリウム鉱

1310 鉄鉱業

1320 非鉄金属鉱業 (ウラニウム鉱及びトリウム鉱を除く)

列コード	行コード	部門名称
0621-01	0621-011 0621-019	窯業原料鉱物 石灰石 その他の窯業原料鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類082「窯業原料鉱物鉱業 (耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお, 他部門で発生する屑・副産物 (石こう, 化学石こう, 高炉ガス灰, フライアッシュ, ガラス屑) は本部門を競合部門とする。

(品目例示) その他の窯業原料鉱物: けい石, けい砂, ドロマイト, ろう石, 粘土, 長石, 陶石, カオリン

(注意点) 平成7年表において, 平成2年表の列部門「0621-01 石灰石」及び「0621-019 その他の窯業原料鉱物」を統合。

(対応する ISIC)

1410 石・砂及び粘土採取業

1429 他に分類されないその他の鉱業及び採石業

列コード	行コード	部門名称
0622-01	0622-011	砂利・採石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類081「採石業, 砂・砂利・玉石採取業」の掘採, 採石及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 砂利, 砂, かんらん岩 (精鉱)

(対応する ISIC)

1410 石・砂及び粘土採取業

列コード	行コード	部門名称
0622-02	0622-021	砕石

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2581「砕石製造業」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生する屑・副産物(鉱さい)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 砕石, 石材

(対応するISIC)

2696 石材切り出し, 型削・磨き業

列コード	行コード	部門名称
0629-09	0629-099	その他の非金属鉱物

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類083「粘土鉱業(別掲を除く)及び089「その他の非金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。なお、他部門で発生する副産物(硫黄)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) 重晶石, ベントナイト・けいそう土等の粘土, オリビンサンド

(対応するISIC)

1410 石・砂及び粘土採取業  
1421 化学及び肥料用鉱物鉱業  
1422 塩採取業

列コード	行コード	部門名称
0711-01	0711-011	石炭

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類06「石炭・亜炭鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 原料炭, 一般炭, 無煙炭, 亜炭, 雑炭  
(平成7年表からの変更点)

平成7年表の行部門「0711-011 原料炭」及び「0711-012 一般炭・亜炭・無煙炭」を統合。

(対応するISIC)

1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業  
1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業  
1030 泥炭採掘業・固形燃料製造業

列コード	行コード	部門名称
0721-01		原油・天然ガス
	0721-011	原油
	0721-012	天然ガス

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類07「原油・天然ガス鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 原油, 天然ガス, 液化天然ガス, 圧縮ガス  
(注意点) 平成7年表において, 平成2年表の列・行部門「0721-01, -011 原油」及び「0731-01, -011 天然ガス」を統合。

(対応するISIC)

1110 原油及び天然ガス採取業

### 3 食料品

列コード	行コード	部門名称
1111-01		と畜(含肉鶏処理)
	1111-011	牛肉(枝肉)
	1111-012	豚肉(枝肉)
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の肉(枝肉)
1111-015	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)	

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち冷凍食肉加工業, 1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業及び9521「と畜場」の活動を範囲とする。

(品目例示) 牛肉, 豚肉, 鶏肉, その他の肉(馬肉, 羊肉, 山羊肉), と畜副産物(原皮, 内臓及び肉鶏処理副産物等)

(対応するISIC)

1511 肉及び肉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	肉加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうちハム, ベーコン, ソーセージ等の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ハム, ベーコン, ソーセージ, ハンバーグ(冷蔵品), 焼豚

(対応するISIC)

1511 肉及び肉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち, 畜産物を主な原料とするびん・かん詰の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰, うずら卵水煮かん詰等), 調理特殊かん詰(カレーかん詰, ミートソース類かん詰, スープ類かん詰等)

(対応するISIC)

1511 肉及び肉製品製造業  
1549 他に分類されないその他の食料品製造業